

東自技第447号
東自保第88号
令和4年12月21日

公益社団法人福島県トラック協会 会長 殿

国土交通省 東北運輸局
自動車技術安全部長（公印省略）

運行前の車両確認の徹底について

今般、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づく保安基準の緩和認定を受けたセミトレーラが建設機械を運搬中に、高さ制限を有する鉄道設備に衝突し、損傷させる事故が発生しました。

当該事故は、建設機械の可動部分を格納して積載し運搬すべきものを、格納せずに運行したため、高さ制限を超過して設備を損傷させたものです。

本来、荷姿等の積載状態は、運行前に確認すべきものですが、これが行われなかったため事故に至りました。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、下記について貴会会員事業者に対し周知徹底をお願い致します。

記

1. 大型貨物自動車については、貨物の積載状況（貨物の重量、貨物の荷台等への積付状況及び積付寸法等）の確認を徹底すること。
2. 乗務前点呼時には、安全を確保するための必要な指示（運行経路、道路状況及び運行時間等）を確実に行うこと。
3. 車両の運行時には、ダンプの荷台、クレーンブーム等の可動装置について、格納状態の確認を徹底すること。
4. 道路法第47条第1項の政令で定める最高限度を超える車両については、特殊車両通行許可証を取得し、条件等を遵守して運行すること。

以上

(参考)

基準緩和車両の事故概要

概要

令和4年8月3日午前5時44分頃、宮城県内の県道を、同県に営業所を置く大型トレーラが運行中、JR 東北本線の踏切において、高さ制限設備（4.5m）に衝突し、損傷させる事故があった。

この事故によるけが人は無かったが、JR 東北本線の上下線が約3時間にわたり運転を見合わせた。